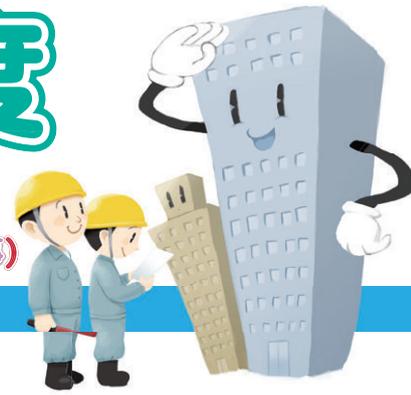


建設業総合補償制度 のご案内

● 第三者賠償補償

● 工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和5年11月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円**、**3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または、**3,000万円**、**5,000万円**、**3億円**、**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)



借入・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中 **500万円** または **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)

第三者賠償補償(損害保険)

地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中 **1,000万円** または **2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中 **5,000万円** または **1億円**、**2億円**、**3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用人等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

支払限度額・免責金額

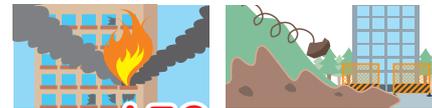
充実の補償内容

1工事あたりの 支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円** もしくは
各工事の保険金額(=請負金額) のいずれか低い額

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
- (2) 盗難の場合: **10万円**
- (3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



1事故あたりの 支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)
※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**
- (2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**

土木工事保険

建設工事保険

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 和歌山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問合わせ先
一般社団法人 和歌山県建設業協会

073-436-5611

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 和歌山支店 和歌山支社
和歌山市三木町台所町7(三井住友海上和歌山ビル2階)

073-433-0125

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909